

行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況一覧表

期間：令和5年03月31日～令和5年03月31日

(天王寺区役所)

使用許可/貸付	種別	施設名(財産名称)	所在地				用途	許可数量 /貸付数量	単位	相手方氏名	減免率 (%)	年間使用料総額/ 年間貸付料総額(円)	減免前使用料/ 減免前貸付料(円) ※参考金額を含む	減免理由
			市内/市外	区	町番	丁番								
使用許可	建物	天王寺区保健福祉センター	大阪市内	天王寺区	上汐	4丁目	3番2号		保育所	社会福祉法人幸聖福祉会 理事長 大輪 智子	95	247,500	5,304,512	保育施設の安定した運営を図るため保育施設の決算状況をもとに収益分析法により試算した額に減額
使用許可	建物	天王寺区民センター	大阪市内	天王寺区	生玉寺町		8-1		売店・店舗	特定非営利活動法人 精神障害者支援の会 ヒット	100	0	40,509	障がい者の社会参加と自立の促進の観点より、障がい者施策における重要度が非常に高いため
使用許可	土地	天王寺区役所	大阪市内	天王寺区	真法院町		91-5外2筆		売店・店舗	特定非営利活動法人精神障害者支援の会ヒット	100	0	36,000	障がい者自立支援事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
使用許可	土地	天王寺区役所	大阪市内	天王寺区	真法院町		91-5外2筆		売店・店舗	NPO法人生野共働の家	100	0	4,634	障がい者自立支援事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	地域集会所(天王寺区玉造元町)	大阪市内	天王寺区	玉造元町		55-4		集会所・会館	玉造日之出通商店街協同組合	100	0	746,775	地域住民の社会参加やコミュニティ活動の場の場として使用することから、公共性・公益性を有すると認められるため
貸付	土地	地域集会所・老人憩の家(天王寺区筆ヶ崎町)	大阪市内	天王寺区	筆ヶ崎町		15-13		集会所・会館	桃陽会館管理運営委員会	100	0	2,100,000	地域住民の社会参加やコミュニティ活動の場の場として使用することから、公共性・公益性を有すると認められるため
貸付	土地	天王寺連合会館老人憩の家	大阪市内	天王寺区	大道	4丁目	63-2		老人憩の家	天王寺連合会館老人憩の家運営委員会	100	0	1,969,200	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	味原集会所	大阪市内	天王寺区	味原町		9-5内		集会所・会館	味原集会所運営委員会	100	0	527,844	地域住民の社会参加やコミュニティ活動の場として使用することから、公共性・公益性を有すると認められるため

※無償(減免率100%)の物件については、減免前使用料/減免前貸付料(円)欄に、仮に試算した参考金額を記載しており、実際の使用料・貸付料とは異なります。

※専ら本市の事務事業に供するために設置された電柱若しくは電線路又は水道管、ガス管その他埋設物、施設及び定額物件は除きます。